

## 寄付金に対する税制上の優遇措置について

NPO 法人 Musik Engel は令和 6 年 1 月 1 日、愛知県より認定 NPO 法人として認定を受けました。これにより、当法人へのご寄付は所得税、一部の自治体の住民税、相続税、法人税について税制上の優遇措置の対象となります。

### 個人によるご寄付

#### ＜所得税＞

「税額控除」と「所得控除」のいずれかの一方を選択が出来ます。  
控除を受けるためには、確定申告を行うことが必要です。

#### ① 税額控除

(寄付金額 - 2,000 円) × 40% が所得税から控除されます。  
※但し、対象寄付金額は、所得金額の 40% が上限 (税額控除額は、所得税額の 25% が上限)

#### ② 所得控除

(寄付金額 - 2,000 円) が総所得金額から控除されます。  
※但し、対象寄付金額は、所得金額の 40% が上限

#### ＜住民税＞

愛知県にお住まいの方は、所得税の確定申告の際に住民税の寄付金控除も合わせて申告できます。  
詳しくは各市町村の窓口へお問い合わせください。

#### ＜相続税＞

相続または遺贈により受け継いだ相続財産を、相続税の申告期限内にご寄付を頂く場合、寄付した財産に相続税の課税対象から除かれます。詳しくは所轄税務署や国税庁の WEB サイトなどにてご確認ください。

### 法人によるご寄付

#### ＜法人税＞

認定 NPO 法人への寄付金は、一般の寄付金に係る損金算入限度額とは別に、下記の特別損金算入限度額の範囲内で損金算入できます。

$$\text{資本金及び資本準備金の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\% \times 0.5$$

### 留意点

- 正会員の年会費は控除対象外となります。
- 税制優遇措置を受けるためには、必ず確定申告が必要になります。年末調整では控除できません。
- 確定申告の際に、当法人の発行した「寄付金受領証明書」を添付し、確定申告をしてください。
- 「寄付金受領証明書」は、ご寄付のご入金を確認できました 1~2 ヶ月後に送付いたします。再発行はできませんので、申告手続きまで大切に保管してください。
- 「寄付金受領書証明書」の寄付日とは、「当法人の口座にご寄付が入金された」時点となります。コンビニ振込の場合、お手続きをされてから当法人に着金するまでに約 1 ヶ月程度の差がありますので予めご了承下さい。
- 「寄付金受領証明書」は、会員登録情報のお名前 (法人の場合は会社名)、現住所での発行となります。お名前、ご住所等に変更がありましたら、事務局までお知らせください。